

「石川県授産施設等工賃引上げ計画」に対する  
パブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 平成20年8月26日(火)～9月8日(月)  
2 寄せられた意見 8件

| 番号          | 意見内容  | 左記に対する考え方   |
|-------------|---|---|
| 計画の策定にあたって  |   |   |
| 1           | <p>・国の政策を受けてであるが、そもそも工賃「倍増」の数字的な論拠は何ですか。<br/>(なぜ3倍でないか、自立するための生計費としての積算根拠があるのかなど)</p> | <p>国では、授産施設等における授産事業(授産活動)の工賃を上げることによって障害者の年金と工賃を合わせた収入額を生活保護並みの水準に上げることを目指しています。</p>   |
| 授産施設等の現状と課題 |   |   |
| 2           | <p>・企業的ノウハウ、経済原理をどの程度入れ込むかによるが、地場の中小企業と競争するのではなく、協力を得ながら授産所としての経営を継続していく必要があると思う。</p> | <p>授産施設等における授産事業(授産活動)には、民間企業からの下請け作業なども多く、本計画の推進を図るうえでも民間企業の理解と協力は不可欠となっています。<br/>このため、本計画の推進に当たっては、授産施設等への民間企業の生産コストを意識した経営手法等の導入を進めながらも、ご指摘のとおり、各地域の民間企業の理解と協力を得ながら、各種取組を推進することとしています。</p>   |
| 3           | <p>&lt;課題&gt;<br/>経費の多くを占める施設員の人件費については、県あるいはコンサルタントが関与して行くのか。</p>                    | <p>授産施設等が施設利用者に提供する障害福祉サービスについては、国において施設の人員配置基準や施設に支払われる報酬等が定められています。<br/>このため、各施設には、施設利用者に提供したサービス内容に応じて市や町から国が定める報酬が支払われることとなり、各施設ではそれらの報酬によって施設職員の人件費をはじめとした施設の管理運営等に要する必要経費を賄うこととなります。<br/>従って、施設職員の人件費については、利用者に支払われる工賃に係る必要経費とは別枠で取り扱われることになることから、かかる経費が工賃に影響することはないと、県やコンサルタントが関与することはありません。</p> |

| 番号 | 意見内容   | 左記に対する考え方   |
|----|--|---|
| 4  | <p>&lt; 課題 &gt;</p> <p>利用者の工賃については、施設によりまちまちであると思うが、一般的には仕事量、能力に関係なく一律な金額だと思われる。今後、生産効率をより意識すると、仕事に見合った適性な工賃の利用者への支給について、差別化をして行くのか。一般就労へのインセンティブとの兼ね合いもあり、施設長の判断ではなく統一的基準を作ったほうがよいと思う。</p>  | <p>授産施設等における授産事業(授産活動)については、各施設が利用者に提供できる作業内容や作業量に限りがあることや、作業内容によって工賃単価が異なることなどから、必ずしも利用者一人ひとりの能力や適性、作業に対する意欲等に応じた作業や作業量を提供できないことも多くあります。</p> <p>また、授産施設等における授産事業は、利用者が工賃を得るためだけに行われているものではなく、福祉的就労として社会復帰や社会参加を目的とした訓練等として行われるという側面を有しています。</p> <p>こうしたことから、工賃の設定については、各施設が利用者個々の状況や意向、授産事業の現況や必要な訓練等を総合的に判断し、適性に設定することが基本であり、一律的な基準の設定は考えていません。</p>           |
| 5  | <p>&lt; 課題 &gt;</p> <p>授産所は地域の支援があって始めて成り立つ。地域の行事への参加、物品販売で協力を受けているが、施設内の作業現場でボランティア(一部、有償ボランティア)の活用の現状はどうですか。今後、授産所の役割、世界の経済情勢から見ても、コスト競争では3万円の工賃を維持することは難しいと思う。寄付金賛助金などの直接的支援もあるが、無報酬で作業をしてもらう篤志家たちの力が必要になるが、施設主導で募集するのではなく、県が先頭に立って募集することはあり得るのか。</p> | <p>ご指摘のとおり、授産施設等によっては利用者の家族の方々などがボランティアとして施設運営等をお手伝いしているケースもあると聞いています。</p> <p>ただ、授産施設等においては、国が定める基準等に基づき、必要な施設職員(支援員等)を配置し、自らの施設職員によって利用者に対する支援を行わなければならないこととなっています。</p> <p>また、授産施設等における授産事業は、利用者が工賃を得るためだけに行われているものではなく、福祉的就労として社会復帰や社会参加を目的とした訓練等として行われるという側面を有しています。</p> <p>こうしたことから、利用者の就労の場としての作業現場に利用者の工賃を上げるための作業員として無報酬のボランティアを導入することは制度上も想定していません。</p> |

| 番号      | 意見内容  | 左記に対する考え方   |
|---------|---|---|
| 計画の取組   |   |   |
| 6       | <p>・ 障害者就業・生活支援センターの設置</p> <p>松ヶ枝にある障害者就業・生活支援センターとは別に県として新たに設置することですか。現在のセンターの人員と役割分担では、授産所の工賃倍増に関わる余裕がないと思われるが、専門の担当者を貼り付けさせる予定ですか。</p> | <p>障害者就業・生活支援センターについては、現在、県内の4障害保健福祉圏域のうち、南加賀圏域(小松市)と石川中央圏域(金沢市)に各1か所設置しています。</p> <p>しかしながら、能登地域には未だ同センターがないことから、本計画では、同地域におけるセンターの設置を促進し、就労や社会生活面に関するよりきめ細かな支援体制づくりを推進することとしています。</p> <p>なお、同センターには、職場適応援助者(ジョブコーチ)や生活相談員といった専門スタッフが配置されていますが、本計画の推進に際しては、各センターがこれまでの業務を通じて培ったノウハウ等を活かし、障害者の就労支援の専門機関として側面的な支援や協力を担うことを期待しているものであり、スタッフの増員等は考えていません。</p> |
| 7       | <p>・ 経営コンサルタントの派遣</p> <p>一般企業をコンサルする資格を有する人ですか。</p> <p>授産所、あるいは福祉の労働現場に明るい人ですか。</p>   | <p>県では、平成19年度から授産施設等に対する経営コンサルタントの派遣事業を実施しています。</p> <p>同事業において派遣する経営コンサルタントは、中小企業診断士や店舗デザイナーなどの専門家であり、過去に授産施設等に対するコンサルティングの経験を有する方がチーフとなっています。</p>  |
| 計画の推進体制 |   |   |
| 8       | <p>・ 経済界と緊密な連携</p> <p>具体的な取組みは何ですか。(仕事の提供、販売、販路への協力、雇用に繋げるなど)</p>   | <p>具体的な取組例としては、各地域で授産施設や民間企業、自治体などで構成する地域ネットワークづくりを進め、民間企業からの業務の発注促進や、施設利用者が民間事業所に赴いて作業を行う施設外就労の促進などによる工賃の引上げや一般就労の促進を図ることとしています。</p> <p>また、県内の各授産施設等が行っている作業や授産製品等を紹介する「いしかわ授産事業製品ハンドブック」の作成や、ホームページの開設等を通じて、民間企業等への授産事業の積極的な情報発信により、業務の受注や製品の販売促進等に繋げていくこととしています。</p>   |